

特定処遇改善加算についての情報公開

当社での介護職員等特定処遇改善加算の取得状況の紹介と職場改善の取り組みについてご紹介いたします。

1. 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 当社では介護職員等に対して、給与の底上げをする為に設けられた介護制度である介護職員等処遇改善加算を取得し、介護職員等の賃金改善につとめています。

(2) 経験・技能のある介護職員は特定処遇手当として月々1万円～5万円の支給を行います。

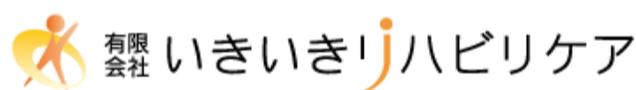
※「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方はおおよそ10年程度の経験があり、介護福祉士を持ち、且つ、社内組織において役職を有するもの。(室長、エリア長、センター長、マネージャー、副センター長、主任)、役職者は当社のキャリアアップ制度の中で一定以上の技能を有する職員とする。

役職者以外においても経験年数や資格取得状況に応じて月額3千円～1万円の支給を行います。

(3) 経験・技能のある介護職員と他の技能職員はそれぞれ決算時に一時金を支払います。

2. 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

資質の向上	○	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、ケアサービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
労働環境・処遇の改善	○	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	○	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	○	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	○	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	○	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	○	非正規職員から正規職員への転換
	○	職員の増員による業務負担への軽減



〒839-0862
福岡県久留米市野中町329-1
TEL: 0942-40-8383
FAX: 0942-40-8380